

独立行政法人 水資源機構 分任契約職

木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二

(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 令和7年度味噌川ダム外来種除去作業
- 2 業 務 場 所 長野県木曾郡木祖村小木曾地内
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和7年11月14日まで
- 4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 仕様書に定める業務内容の取扱業者であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提 出 方 法 FAXによる。(※FAX番号、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送による。
 - 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和7年5月28日 (水) 12時 まで
 - 4) 提 出 先 〒509-7202 岐阜県恵那市東野字花無山2201-79
独立行政法人水資源機構木曾川上流ダム総合管理所
電話:0573-25-5295 FAX番号:0573-25-9221
 - 5) 担 当 者 **総務課 梶田**
 - 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和7年5月21日 (水) 12時 まで
 - 7) 見 積 回 数 2回を限度とする。なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年5月29日12時までとします。
 - 8) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)のお支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

令和7年度味噌川ダム外来種除去作業

仕 様 書

令和7年5月

独立行政法人水資源機構
木曾川上流ダム総合管理所
味噌川ダム管理所

第 1 節 適用

1-1 適用

1. この仕様書は、「令和 7 年度味噌川ダム外来種除去作業」（以下「本作業」という。）に適用する。

第 2 節 業務場所

長野県木曾郡木祖村小木曾地内

第 3 節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和 7 年 11 月 14 日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、夏期休暇のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第 4 節 目的

本作業は、味噌川ダム周辺の正沢公園及び大原地区において外来種（アレチウリ）の除去作業を行うものである。

第 5 節 内容

1. 本作業は、位置図・平面図に示す箇所にて、除去作業（抜根除草）を行うものとする。抜根した外来種は、透明な袋に中身が出ないように入れ、作業場所（計 3 箇所）に飛散しないよう重りを乗せて存置することとする。

2. 作業時期及び回数

作業時期及び回数は、次表のとおりとする。

なお、調査日は担当職員と調整のうえ決定するものとする。

調査時期	調査回数	備考
6月～10月	1回/月	

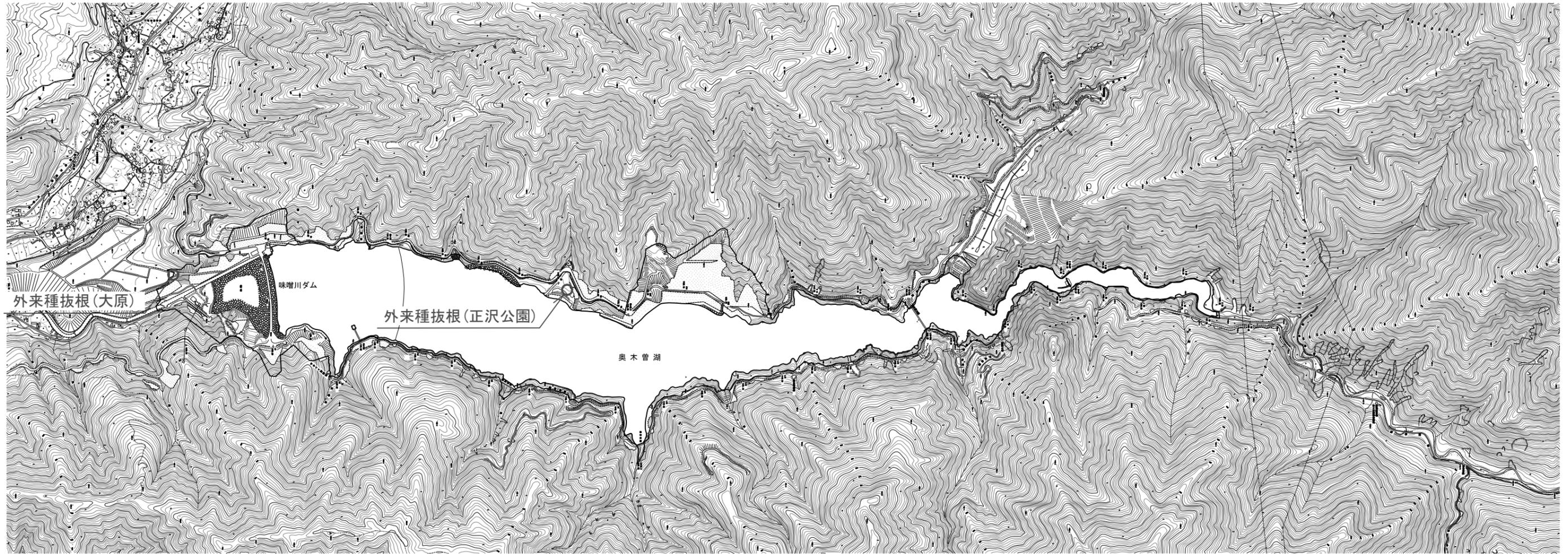
3. 除根作業前、作業中及び作業後の写真を撮影し、とりまとめたうえで担当職員に提出するものとする。

第 6 節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

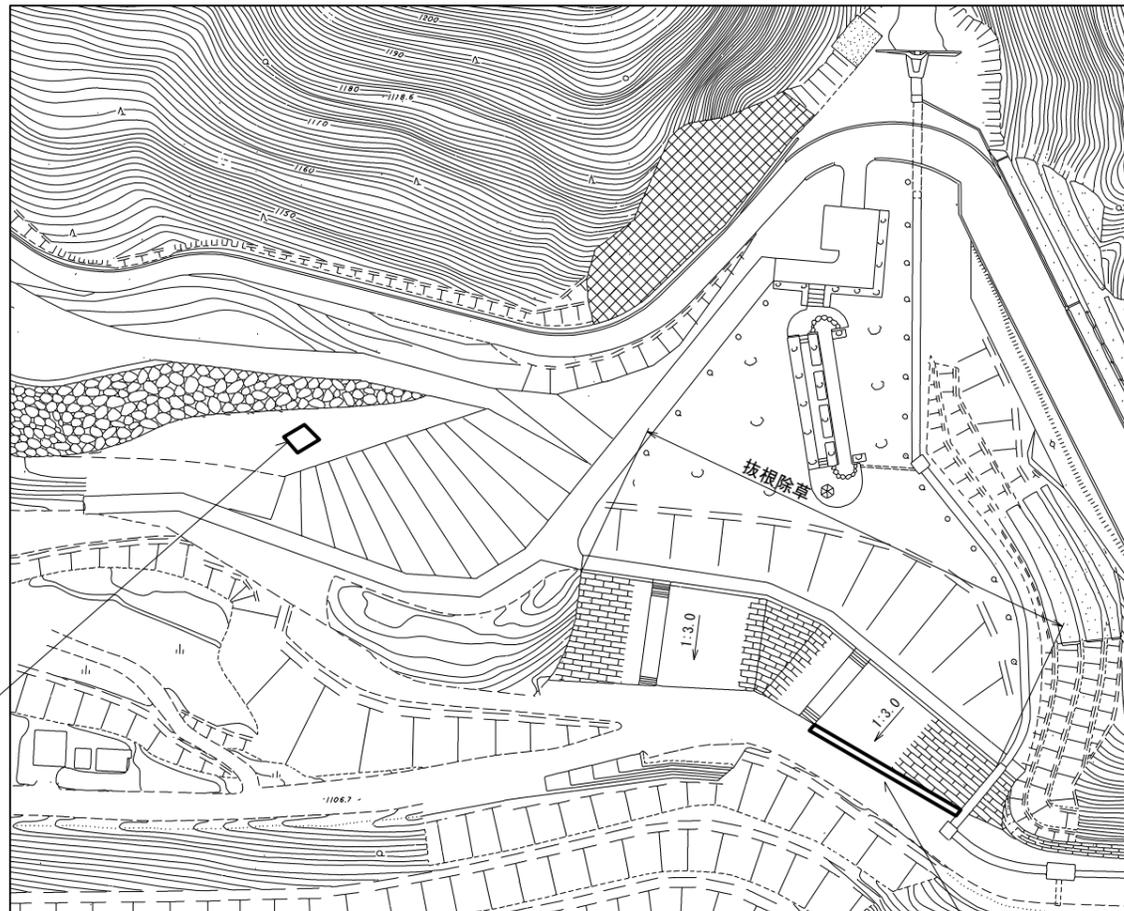
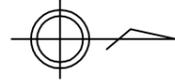
以上

位置図 S=1:10000 (A3 S=1:20000)



平面図
(正沢公園)

S=1:1,000



外来種抜根(正沢公園2)

外来種抜根(正沢公園1)

見 積 参 考 資 料

工 事 名 令和7年度味噌川ダム外来種除去作業

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

独立行政法人 水資源機構
木曾川上流ダム総合管理所

見積参考資料（積算条件）

工事名	令和7年度味噌川ダム外来種除去作業		（ 当 初 ）	主たる工種	河川維持工事
間 接 費 名 称	積 算 条 件				
	補 正 項 目	条 件			
共通仮設費（率計上）	施工地域補正 除雪工事補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合） 補正無し			
現場管理費	施工地域補正 施工時期補正 熱中症補正 緊急工事補正 砂防・地滑り補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合） 補正しない 補正しない 補正しない 補正しない			
一般管理費等	財団法人等による補正 前払金割合による補正 契約保証に係る補正	補正しない 5%以下 補正無し			
その他	I C T施工補正 週休2日の補正	補正しない 補正しない			

見積参考資料

工事名	令和7年度味噌川ダム外来種除去作業 (当初)					工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項			
						名称	単位	数量	
河川維持		式		1					
除草工		式		1					
外来種除去工		式		1					
外来種抜根 (正沢公園1)		回		5		< 1 回当たり > 人力除草 集草	m 2 m 2	100 100	
外来種抜根 (正沢公園2)		回		5		< 1 回当たり > 人力除草 集草	m 2 m 2	40 40	
外来種抜根 (大原)		回		5		< 1 回当たり > 人力除草 集草	m 2 m 2	40 40	
直接工事費		式		1					
共通仮設費		式		1					
共通仮設費 (率計上)		式		1					
純工事費		式		1					

見積参考資料

工事名	令和7年度味噌川ダム外来種除去作業 (当初)					工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項			
						名称	単位	数量	
現場管理費		式		1					
工事原価		式		1					
一般管理費等		式		1					
工事価格		式		1					
消費税相当額		式		1					
工事費計		式		1		建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年5月16日に交付された「令和7年度味噌川ダム外来種除去作業」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。